

議案第 12 号

教育委員会定例会資料
平成 27 年 3 月 23 日
文化課
課長：那須野雅好 担当：熊井勝志
内線 763-271

貞享義民記念館長の任命について

貞享義民記念館条例第 4 条の規定により、下記の者を貞享義民記念館館長に任命したいので協議します。

記

- 1 氏名 清水 祥二（しみず しょうじ）
- 2 任期 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日
（条例に任期の定めがないことから 1 年とします。）

貞享義民記念館条例 抜粋

（職員）

第 4 条 記念館に館長その他必要な職員を置くことができる。